

信用保証の申込をされるお客様へ

(様式1)

北海道信用保証協会

お申し込みに当たってのお願い

- 1 保証委託申込書は、代表者が **記名捺印** してください。
- 2 保証委託申込書・申込企業概要等の申込関係書類は、正確にお書きください。
- 3 必要な金額だけをお申し込みください。
営業の内容、ご返済のことをよくお考えの上、事業上必要な金額だけをお申し込みください。
なお、保証金額については、当協会の審査により決定させていただきます。
- 4 確定申告書(写)、納税証明書等申込にあたっての必要添付書類は、裏面の一覧表にあるとおりです。
- 5 お申込時にいただいた書類は、確定申告書原本を除き、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- 6 当協会は、信用保証を行うにあたって **信用保証料以外はいただきません**。
所定の信用保証料は共同保証人である金融機関を経ていただきます。その他にはどんな名目でも(例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など)一切いただきません。
- 7 社債を償還期日前に買入消却された場合には信用保証料の一部を返戻できませんので、予めご了承ください。

ご利用の資格等

企業規模

資本金または従業員いずれか一方が下表に該当している **会社** がご利用いただけます。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※一部の業種(政令特例業種)については、従業員の制限が上表と異なります。

(例:サービス業のうち旅館業は従業員200人以下)

所在地

協会の業務区域内において、事業を行っている方を対象としています。

許認可等

許認可を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係わる **許認可** を受けていることが必要です。

業種によってはご利用いただけない場合もあります。

資金使途

事業上必要とする **運転資金** または **設備資金** に限ります。

適債基準

特定社債保証を受けるには一定の **適債基準** を満たしていることが必要となります。

適債基準	純資産額(必須要件)	ストック要件(1つ以上充足)	フロー要件(1つ以上充足)
	5千万円以上 3億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率2.0倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インタレスト・カバーレッジ・レート2.0倍以上
	3億円以上 5億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インタレスト・カバーレッジ・レート1.5倍以上
	5億円以上	1 自己資本比率15%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率5%以上 2 インタレスト・カバーレッジ・レート1.0倍以上

おわかりにならない事又はお気付きの点がありましたら、当協会保証部又は最寄りの支店までご連絡ください。